

「地の塩、世の光奨学金」募集要項

The Salt of the Earth, The Light of the World

青山学院大学では、本学への入学を希望する首都圏（東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県）以外の出身者で学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由で進学が困難な学生に対し、経済的支援を行うことを目的として予約型の給付奨学金を設立いたしました。この奨学金は、入学試験の出願前または出願期間に奨学金を申し込み、合格発表前に入学後の奨学金交付をお約束するものです。奨学金採用候補者は、一般入学試験または大学入学共通テスト利用入学試験に合格し、本学に入学後、所定の手続きを行うことで正式に採用されます。

本奨学金を希望する方は、この募集要項をよく読み、以下の申請手続きを行ってください。

◆国による高等教育の修学支援新制度について◆

2020 年度入学者から導入が開始された、「国による高等教育の修学支援新制度」（以下、国の制度）について、基準に適合する方は、日本学生支援機構給付奨学金が給付される他に授業料が減免されます。当該制度の採用者については、本学における「地の塩、世の光奨学金」との併願・併給を不可といたします。国の制度の対象となると、より高額な支援を受けられる可能性がありますので、必ず在籍する高校等を通じて、日本学生支援機構給付型奨学金（予約採用）の申請を行ってください。なお、国の制度の詳細については、所属または出身高等学校にご確認ください。

1. 申請資格

以下の①～⑤の条件に全て該当すること。

- ① 2023 年度一般入学試験または大学入学共通テスト利用入学試験で青山学院大学を受験する者（推薦入試等特別入試利用の場合は不可）
- ② 日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子
- ③ 東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、埼玉県及び千葉県以外の道府県に父母（父及び母）がいない場合は、代わりに家計を支えている者が居住し、入学時より本学へ自宅外から通学する者
- ④ 「令和 4 年度所得証明書（令和 3 年分の収入・所得がわかるもの）」に記載の収入・所得を父母合算した金額が、以下の者
 1.

給与・年金収入金額（税込）	:800 万円未満
---------------	-----------
 2.

その他、事業所得金額	:350 万円未満
------------	-----------

※上記 1,2 双方の収入・所得がある場合には、合算して総合的に判断します。

（注）給与収入には年金等が含まれます。事業所得には不動産所得等が含まれます。

詳しい計算方法について課税証明書サンプルをご参照ください。

- ⑤ 「国による高等教育の修学支援新制度」に申請していない、もしくは申請したが不採用になった者

2. 奨学金額・支給期間

奨学金額：年額 50 万円(給付)

支給期間：4 年間の継続支給

(毎年進級時に、家計状況、学業成績による継続審査を行います。)

3. 採用候補者数

約 350 名(予定)

4. 申請方法・申請期間

申請方法：所定の申請期間に下記 URL リンク先申請受付フォームにて、申請してください。

なお、必ず申請者ご本人が入力するようにしてください。

<一般申請受付フォーム URL>

<https://business.form-mailer.jp/fms/65ec54a5179655>

<ひとり親世帯専用申請受付フォーム URL>

<https://business.form-mailer.jp/fms/f084422f179656>

※ご家庭の状況によって申請フォームが分かれておりますのでご注意ください。

※申請内容について誤入力等が発生した場合、申請完了後に表示される案内に従って奨学金取扱窓口までご連絡ください。重複申請・再申請は絶対にしないでください。選考が正しく行われない可能性があります。

申請期間：第1回 2022年11月4日(金)～ 2022年11月25日(金)

第2回 2023年1月6日(金)～ 2023年1月20日(金)

※国の制度との併願・併給は不可といたしますので、当該制度の申請者が本奨学金に申請できるのは、国の制度の採用発表後の第2回申請期間のみとなります。

5. 必要な申請書類と作成上の注意点

以下の①、②の全ての書類を揃え、申請フォームにて添付してください。不備や不足がある場合は、選考の対象となりません。

<p>① 父・母両方の 「令和4年度の所得証明書 (「課税証明書」・「非課税証明書」) (令和3年分収入・所得が記載)」</p>	<p>*発行場所:市区町村役場(税務署ではありません) *使用目的:給与収入、事業所得、不動産所得等の所得の種類と総額を特定するために使用します。(源泉徴収票は不可) *記載内容:令和4年度課税証明書(2021年(令和3年)分の収入・所得が記載されたもの)を添付してください。 給与、年金、営業などの総収入、総所得、配偶者控除、扶養者控除などが記載されていることが必要です。 (収入・所得金額の欄が“****”等で目隠しされているものや、課税・非課税のみの証明となっているものは不可とします。)また、無収入や非課税(専業主婦等)の場合でも、収入額が“0”と記載された「最新の非課税証明書」(市区町村役場が発行)を添付してください。 →課税・非課税証明書のサンプルをご参照ください。 *その他 ・父母がいない場合、申請書に記載した法定後見人とその配偶者の所得証明を提出してください。 ・「課税証明書」の名称は、市区町村で異なる場合、(例:市民税・県民税証明書)がありますが、所得の種類と金額が記載されている公的証明書であれば、差支えありません。</p>
<p>②住民票</p>	<p>・市区町村役場発行後3か月以内のものを添付してください。 ・申請者及び家計支持者を含む世帯全員が記載されたものを添付してください。 ・日本国籍を有していない方は、国籍・在留資格・在留期間が記載されている住民票を添付してください。(発行後3か月以内のもの) ・本籍の記載は不要です。</p>

6. 採用候補者の選考・決定

申請書類に基づき審査し、総合的に判断して採用候補者を決定します。

7. 選考結果通知

選考結果は、申請時にご登録いただくメールアドレス宛に申請者全員に通知いたします。

第1回選考結果通知:12月下旬

第2回選考結果通知:2月中旬

8. 採用候補者が本奨学生に正式採用されるための条件

採用候補者に決定後、本奨学生として正式採用され、奨学金を受けるためには、以下の①～③の条件を満たすことが必要です。なお、詳細については、選考結果通知をご参照ください。

- ① 2023年度一般入学試験または大学入学共通テスト利用入学試験を受験・合格し、定められた期間内に学費等を振り込み、青山学院大学に入学すること。
- ② 入学後、父母(父及び母がいない場合は、代わりに家計を支えている者)とは同居せず、自宅外から通学すること。
- ③ 入学後、青山キャンパス所属学生は学費・奨学金課窓口で、相模原キャンパス所属学生は学生生活課窓口にて正式採用決定のために必要な所定の手続きを行うこと。
(詳細は採用候補者発表時にお知らせいたします。)

9. 奨学金の交付

本奨学生として正式決定後、6月(予定)に所定の口座に奨学金を振り込みます。入学手続時の納入金には充当できません。なお、詳細については、入学後にご案内いたします。

10. 申請にあたっての注意点

- ① 本奨学金の申請・選考は、入学試験の可否に全く影響いたしません。
- ② 採用候補者としての有効期間は、2023年4月入学の試験に限ります。
- ③ 一般入学試験、大学共通テスト利用入学試験以外の入学試験で合格して入学する場合には、本奨学金の採用候補者となっても本奨学金を受けることはできません。
- ④ 本奨学金は、他の青山学院大学独自の奨学金との併給制限があります。
(日本学生支援機構貸与奨学金との併給制限はありません。)
- ⑤ 申請書類を入試出願時の必要書類に同封された場合は、選考の対象になりません。
- ⑥ 申請書・所得証明書等に記載されている個人情報、奨学金業務に限定して利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
- ⑦ 提出していただいた申請書・所得証明書等はそのような事情があっても返却いたしません。
- ⑧ 提出していただいた書類に不備・不足がある場合は、選考の対象となりませんのでご注意ください。なお、選考に関するお問い合わせには一切お答えできません。

-お問い合わせ-

青山学院大学 学生生活部 学費・奨学金課(月曜～金曜)9:00～17:00

TEL:03(3409)7945